

工 事 仕 様 書

第1 工事名 令和8年度佐伯法務総合庁舎高圧受変電設備改修工事

第2 工事概要

- 1 工事場所 大分県佐伯市野岡町2-13-25 佐伯法務総合庁舎
- 2 工事内容 佐伯法務総合庁舎に設置されている高圧受変電設備内の更新推奨期間を経過した電気機器の更新工事を行うもので、これに関連する一切の工事とする。
- 3 工 期 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 対象機器等 別紙更新対象機器一覧のとおり

第3 工事手順

- 1 現場養生、機材搬入
- 2 対象機器等の更新作業を行う。
- 3 各設備の運転、測定、調整及び検査を実施する。
- 4 本工事にて発生した発生材等は適切に処分し、マニフェストの写し等を提出する。
- 5 現場清掃

第4 工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編及び電気設備工事編）最新版」による。ただし、公共建築改修工事標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編及び電気設備工事編）最新版」による。

また、上記以外の事項については、監督職員と協議し、技術上当然すべき事項については、請負者の負担において実施する。

2 特記仕様

(1) 一般事項

ア 本工事の請負金額（税込み）が500万円以上である場合には、請負者は工事实績情報（CORINS）の登録を行うこと。

イ 本工事に当たっては、監督職員及び関係機関と十分打合せを行い、安全管理、環境保全等に留意の上、監督職員の指示に従い施工する。

ウ 本工事に必要な作業用水及び作業用電源等については、監督職員の承諾を得た上で、構内既存の施設を無償で利用できるものとする。

エ 本工事の作業時間は、原則として閉庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、事前に監督職員と協議の上、作業日を決定すること。

なお、受変電設備の稼動に支障を生じさせない作業等については、開庁日に実施しても差し支えないが、資材等の搬入及び作業による騒音が発生する場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。

オ 請負者は工事の着工、施工及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行い、届出手続等を行うに当たっては、届出内容について事前に監督職員に報告すること。

カ 工事施工に係る諸手続の手数料は、全て請負者の負担とする。

キ 工事場所への車両等の出入りに当たっては、必要に応じて交通誘導員を配置し、来庁者等の交通に支障が生じないようにしなければならない。

また、作業車両については、監督職員の承諾を得た上で、構内駐車場に駐車できるものとする。

ク 施工中に構内外の建物及び工作物に対して損害を与えないように必要な養生を行わなければならない。その養生が不十分のためにこれらに損害を与えたときは、監督職員の指示に基づき、請負者が費用を負担して修復又は補修をしなければならない。

また、作業員及び通行人に対しての損害についても同様とする。

ケ 工事現場の作業員及び同工事に関して出入りする者は、火災、盗難及びその他の事故の防止について注意するとともに、工事箇所周辺は常に整理整頓を行い、事故等の防止に努める。

コ 本工事による発生材については、場外搬出の上、関係法令に従い適切に処理することとし、処理業者が作成したマニフェストの写し等を監督職員に提出すること。ただし、有価材は数量調書を添えて監督職員に引き渡すこと。

サ 本工事につき、仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

シ 本工事中、既設構造物等を汚損等させた場合は、速やかに監督職員等に報告するとともに、請負者の負担において原状回復を行う。また、事故が発生した場合には、直ちに監督職員等に報告の上、請負者の責任により処理する。

ス 工事完了に際して検査職員立会いの上、検査を行い、これに合格することを要する。

セ 動作保証期間は、本工事の検査終了後から1年間とし、同期間中に本工事に起因すると考えられる不具合が生じた場合、請負者は無償で修繕を行い、その機能を回復させること。

ソ 本工事に関して知り得た情報については、外部に漏えいしないこと。

タ 工事関係書類は、以下のとおりとする。監督職員がその他必要と認められる書類の提出を指示した場合には、その指示に従うこと。

- ① 工事請負代金内訳書
- ② 施工工程表
- ③ 着工届

- ④ 現場代理人通知書及び経歴書
- ⑤ 電気主任技術者免状の写し
- ⑥ 緊急連絡体制
- ⑦ 建設業退職金共済制度の掛金収納書
- ⑧ 火災保険等加入状況報告書
- ⑨ 施工計画書（施工体系図）
- ⑩ 工事实績情報登録（CORINS）報告書
 - ※ 工事实績情報登録（CORINS）が必要な場合のみ
- ⑪ 施工体制報告書
- ⑫ 工事打合せ書
- ⑬ 発生材報告書（発生材が生じたとき）
- ⑭ 工事材料搬入報告書（材料を搬入したとき）
- ⑮ 工事週報
- ⑯ 完成通知書
- ⑰ 作業員名簿
- ⑱ 工事写真帳（施工前、工事中及び完成後）
 - ※ 工事写真（カラー）は整理の上、アルバム（A4判）にしたものを提出すること。
- ⑲ 引渡書
- ⑳ その他、監督職員が求める書類

(2) 工事詳細

- ア 施工前、工事場所において事前調査を行い、問題なく施工できるか確認を行うこと。なお、施工に当たっては、適用される関係法令等を遵守すること。
- イ 本仕様書に明記なき事項でも、必要があると認められる場合は、監督職員の指示に従い、請負者の負担においてこれを施工すること。
- ウ 本工事にて更新を行う対象機器の性能は、現行機器と同等以上の性能を有する新品の機器により行うことを要する。
- エ 請負者は、工事に伴い停電作業が行われる場合に、建物付属設備等への影響の有無及び停電後復旧作業を行い、確実に正常運転等ができるかを調査する。
なお、停電後復旧ができない場合は、各設備メーカーに連絡し対応することとし、その際のメーカー立会い及び復旧作業は請負者の負担とする。
- オ 請負者が停電作業を行う場合は、関係法令等に従い施工するほか事前に停電計画、作業手順及び安全対策等を作成し、監督職員に提出する。
- カ 本工事については、耐圧試験を実施すること。
- キ 請負者は、工事の内容判断ができる技術力及び工事の総合的な技能を有する経験者を本工事の作業員とし、作業員名簿を提出すること。
また、工事開始時までには工事日程等を提出すること。

更新対象機器一覧

名 称	摘 要 (参考例示品)	数量	単位
高圧交流負荷開閉器	LBS SCL-GHS1R-NNN	1	台
高圧電力ヒューズ	CL-LBLINK G30 T15 C15	3	台
単相変圧器	SF-1R 1P 30kVA 6kV/210-105V	1	台
三相変圧器	RA-3R 3P 50kVA 6kV/210V	1	台
低圧コンデンサ	RG222BC020R26Y	1	台
直列リアクトル	DR122B6024N26	1	台
高圧ケーブル	6kV CV-T38sq E-E	18	m
高圧ケーブル端末処理材	屋内用	1	個
高圧ケーブル端末処理材	耐塩屋外用	1	個
消耗品雑材		1	式